

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年1月1日～3月31日現在)

函館労働基準監督署

業種別	区分	令和7年3月末			令和6年3月末			対前年		業種・割合 (%)	令和6年(確定)		
		死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率 (%)		死亡	休業4日以上	計
全産業合計		5	153 (1)	158 (1)	1	101 (2)	102 (2)	56	54.9	100.0	7	782 (22)	789 (22)
除く鉱業計		5	153 (1)	158 (1)	1	101 (2)	102 (2)	56	54.9	100.0	7	782 (22)	789 (22)
製造業		1	23	24		19	19	5	26.3	15.2	1	123 (1)	124 (1)
内 訳	水産食料品		6	6		11	11	-5	-45.5	3.8		60	60
	他の食料品		5	5		1	1	4	400.0	3.2		25	25
	木材木製品・家具		4	4		1	1	3	300.0	2.5		7	7
	窯業土石製品		1	1		1	1			0.6		8 (1)	8 (1)
	金属・機械		2	2				2		1.3		4	4
	輸送用機械等	1	1	2		2	2			1.3		8	8
	その他		4	4		3	3	1	33.3	2.5	1	11	12
鉱業													
土石採取業												3 (1)	3 (1)
建設業			13	13	1	11	12	1	8.3	8.2	4	67	71
内 訳	土木工事業		8	8	1	6	7	1	14.3	5.1	1	27	28
	建築工事業		1	1		4	4	-3	-75.0	0.6	2	31	33
	木造建築業		3	3		1	1	2	200.0	1.9		7	7
	その他の建設業		1	1				1		0.6	1	2	3
道路貨物運送業			9	9		13	13	-4	-30.8	5.7		54 (3)	54 (3)
その他の運輸			7	7		2	2	5	250.0	4.4		9 (1)	9 (1)
陸上貨物取扱業												2	2
港湾運送業												1	1
林業		3	2	5		1	1	4	400.0	3.2	1	7	8
水産業												12	12
卸売・小売業			18	18		19 (1)	19 (1)	-1	-5.3	11.4		75 (1)	75 (1)
清掃業		1	8	9		9	9			5.7		29	29
その他の事業			73 (1)	73 (1)		27 (1)	27 (1)	46	170.4	46.2	1	400 (15)	401 (15)
内 訳	保健衛生業		54	54		17 (1)	17 (1)	37	217.6	34.2		309 (1)	309 (1)
	接客娯楽業		8	8		3	3	5	166.7	5.1		27 (6)	27 (6)
	その他		11 (1)	11 (1)		7	7	4	57.1	7.0	1	64 (8)	65 (8)

1 労働災害の状況(令和7年3月発生分)
 全産業の労働災害は158件で、前年の同時期に比べ、56件増加しています。事故の型別では多い順に、「滑って転倒」が54件、「その他」が38件となっております。
 2 3月受付分について
 全体で57件の令和7年発生分の労働者死傷病報告を計上しました。業種別では多い順に、保健衛生業が18件、製造業が9件でした。
 3 コメント
 林業において3月に死亡災害が2件発生しています。関係法令の遵守、ガイドライン等に基づく安全な作業方法の徹底に取り組んでください。
 北海道労働局、各労働基準監督署では、建設工事着工期労働災害防止運動(令和7年4月1日から6月30日まで)を推進中です。工事現場が動き出す時期に、建設業における3大労働災害防止に併せ、安全衛生管理体制の再確認や安全意識の定着を図りましょう。
 労働者死傷病報告等の安全衛生関係法令の報告の一部が原則電子申請義務化しました。労働者死傷病報告については、様式及び記載内容も変更されていますので、厚生労働省等のホームページを参照の上、提出してください。

本統計は労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものです。()内は、交通事故による労働災害の内数です。
 函館労働基準監督署の管轄は、渡島管内と檜山管内です。

令和7年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

	発 生 月	時 刻	業 種	事 故 の 型	起 因 物	災 害 発 生 概 況
1	1	10 時 台	林業	激突され	伐木等機 械	被災者は、チェーンソーと木材グラップル機との共同作業においてチェーンソーによる作業を担当し、被災者が受け口、追い口を作った立木を木材グラップル機が引き倒し、木寄せしたところ、木材グラップル機又はつかんでいた立木が被災者に激突したものの。
2	1	8 時 台	輸送用機 械等製造 業	墜落・転 落	その他の 乗物	被災者は、船舶の試運転業務において、アンテナにワイヤーが引っ掛かっていたため、マストの垂直はしごを登り、マストの踊り場へ移動して引っ掛かっていたワイヤーを外したところ、踊り場付近のレーダーアンテナが回転し、4.8メートル下の甲板まで墜落したものの。
3	2	13 時 台	ビルメン テナンス 業	2メート ル未満か らの墜 落・転落	脚立	被災者は高さ2.67メートルの廊下の天井の蛍光灯を交換するために高さ1.5メートルの脚立を使用して作業を行っていたところ脚立から墜落したものの。
4	3	11 時 台	林業	激突され	立木等	被災者は、チェーンソーを用いた伐倒作業の補助としてクサビを打つ作業を行っていたが、伐倒中の立木の元口が谷側にずり落ち、伐倒方向と逆方向に倒れたことから退避したところ、倒れた立木が伐倒木に当たり、退避していた被災者の方向にずれ、激突したものの。
5	3	11 時 台	林業	激突され	立木等	被災者がチェーンソーでの伐木作業をしていたところ、伐倒木の伐倒方向が変わり、近くに退避していた被災者に伐倒木が激突して死亡したものの。

本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。